

小児慢性特定疾病医療受給者証の再交付について

(1) 再交付の理由に関わらず全員提出が必要となる書類

No.	提出書類	留意事項
①	小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者は原則、受診者が加入する医療保険の被保険者となっている保護者になりますが、受診者が加入する医療保険が国民健康保険や国民健康保険組合の場合は、同一の医療保険に加入する保護者のうち現に受診者を扶養している方を申請者としてください。 ・<u>窓口に来られる方が、申請者と異なる場合は、委任状（法定代理人の場合は、戸籍謄本など）が必要になります。</u>
③	申請者の本人確認ができる書類（個人番号確認） ※確認後、お返しします。	<p>以下のいずれか1つが必要です。</p> <p>個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票</p>
④	申請者の本人確認ができる書類（身元確認） ※確認後、お返しします。	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>1点だけでよいもの（写真付きのもの）</u> 個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード、写真付き社員証 など ・<u>2点での確認が必要なもの（氏名と、住所又は生年月日が記載されているもの）</u> 医療保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、税金・社会保険料・公共料金の領収書、特別徴収税額通知書、源泉徴収票 など ・<u>委任状等により、受任者（代理人）がご提出いただく場合は不用です。</u>
⑤	受診者の個人番号が確認できる書類 ※確認後、お返しします。	<p>以下のいずれか1つが必要です。</p> <p>個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票</p>

(2) 上記、(1)の書類と併せて必要となる書類

理由	提出書類
①破損・汚損した場合	破損・汚損した小児慢性特定疾病医療受給者証
②紛失した場合	なし

(3) 窓口に来られる方が、申請者と異なる場合に必要となる書類

提出書類	留意事項
委任状 ※法定代理人の場合は、戸籍謄本など	
受任者（代理人）の身元確認ができる書類 ※確認後、お返しします。	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>1点だけでよいもの（写真付きのもの）</u> 個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード、写真付き社員証 など ・<u>2点での確認が必要なもの（氏名と、住所又は生年月日が記載されているもの）</u> 医療保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、税金・社会保険料・公共料金の領収書、特別徴収税額通知書、源泉徴収票 など